2　競争参加資格

2－1　異工種建設工事共同企業体　次の条件を満たす異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年２月５日付け独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役）に示すところにより独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役から山陰労災病院新棟整備工事に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格者の資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　工事種別が建築一式工事、電気工事又は管工事とする異なる工事（以下「工種」という。）を担当する構成員からなる異工種ＪＶであること。

⑵　各工種間は協定書に基づく分担であること。なお、異工種ＪＶの構成員のうち一者が複数の種別の工事を実施すること、または、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。

⑶　構成員の数は、各工種ごとに２以内であること。

⑷　全ての構成員について、予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑸　全ての構成員について、厚生労働省から平成29・30年度有資格者名簿［建設工事］のうち中国ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑹　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑸の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　建築一式工事　　1,200点
　代表者以外の構成員は、1,050点

②　電気工事　　1,100点

③　管工事　　1,100点

⑺　全ての構成員について、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑸の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑻　各工種の構成員は、①から③に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成14年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、それぞれの工事実績は、同一工事でなくてもよい。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。

①　建築工事　工事に携わる構成員は、工事種別が建築一式工事の有資格業者であって、次の条件を満足する工事を元請けとして施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　構　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　階　数　地上４階建て以上
　なお、代表者以外の構成員は除く。
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積10,000㎡以上）
　なお、代表者以外の構成員は、延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）
　工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

②　電気設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が電気工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の電気設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　工事種目　電灯設備及び火災報知設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、電灯設備と火災報知設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）

③　暖冷房衛生設備工事　工事に携わる構成員は、工事種別が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設の暖冷房衛生設備工事を施工した実績を有すること。

ア　建物用途　病院
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上
　工事種目　空調設備及び衛生設備（工事種目についてシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空調設備と衛生設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件を満たす工事とする。）

⑼　異工種ＪＶの代表者は、①の代表者に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成14年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了したものとする。その他の構成員は、各々携わる工事において、①の代表者以外、②及び③に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。経験の対象となる工事実績は、平成14年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。また、一つの工種を分割して工事を分担する場合には、分割した工種の構成員全体で条件を満たすこと。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

①　建築工事

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは一級建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　次の条件を満足する工事を元請として施工した経験を有する者であること。
　建物用途　病院
　なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　構　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　階　数　地上４階建て以上
　なお、代表者以外の構成員は除く。
　建物規模　延べ面積10,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積10,000㎡以上）
　なお、代表者以外の構成員は、延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）
　工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

②　電気設備工事

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。